

婚姻届の書きかた

黒インク又は黒ボールペンで書いてください。間違ったときは、誤った箇所横棒一本を引き、その欄の空いている所に正しく書き直してください。（消えるボールペンや修正液は使わないでください。）

(1) 氏名
婚姻前の氏名を記入してください。
戸籍に記載されている文字どおり書いてください。

(2) 住所
今現在住民登録している住所を書いてください。
住所の変更がある場合は、婚姻届とは別に住所変更の手続きが必要です。（裏面参照）

(3) 本籍
婚姻前の本籍と筆頭者氏名を記入してください。
筆頭者は戸籍の最初に名前が載っている人のことです。

父母の氏名と続き柄
実父母の氏名を戸籍どおりの文字で記入してください。
（実父母が亡くなっていても記入。）
父母が婚姻中なら母の氏は書かないで名だけ記入してください。養子・養女の人は実父母はこの欄へ記入し、養父母は下の「その他」欄へ記入してください。

(4) 婚姻後の氏・新しい本籍
選んだ氏が二人の婚姻後の氏になります。□にし点でチェックしてください。
選んだ氏の方が戸籍の筆頭者になります。
筆頭者を後から変更することはできません。親の戸籍にいた人は、それぞれ親の戸籍から抜けて夫妻で新戸籍をつくれます。この欄に記入したところが夫妻の本籍地になります。
すでに筆頭者になっている人（再婚の人に多いです）の氏を婚姻後の氏にする場合は、新しい戸籍はつくりず、配偶者がその戸籍に入ります。この欄の記入は不要です。

■本籍は日本国内好きなところを選ぶことができます。
どちらかの親と同じ本籍や住所と同じ場所を選ぶ方が多いです。ただし、地番のない所には置けません。親と同じ本籍でも、今は置けない場合もあります。

消えるボールペンで書かないでください

婚姻届

平成 年 月 日届出

長 院

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
第 号	第 号
送付 平成 年 月 日	長 院
第 号	
官制調査	戸籍調査
記録調査	調査票
用 紙	伝 票
伝 票	伝 票

	夫 になる 人	妻 になる 人
(1) 氏 名	氏 名	氏 名
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
(2) 住 所 (住民登録をして いるところ)	番 地 番 号	番 地 番 号
(3) 本 籍 (外国人のときは 居住国を記入しな い)	番 地 番 号	番 地 番 号
父母の氏名 父母との続き柄 (他の前又は後 の氏名は記入しな い)	父 続き柄 母 男 女	父 続き柄 母 男 女
婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍 (この欄の氏の人があるときは戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) <input type="checkbox"/> 妻の氏	
(5) 同居を始めた とき	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを記入してください)	
(6) 初婚・再婚の別	<input type="checkbox"/> 初婚 再婚 () 年 月 日 <input type="checkbox"/> 再婚 () 年 月 日	
(7) 同居を始める 前の夫婦のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	<input type="checkbox"/> 専業主婦 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 専業主夫 2. 商業・職工・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 専業主婦 3. 企業・個人事業等 (官公庁を除く) の常務取締役等の特免の従業員が 1人から9人までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5 1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 専業主夫 4. 1から4にあてはまらない常勤労働者世帯及び会社団体の役員の仕事 (日々または 1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 専業主婦 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 専業主夫 6. 仕事をしている者がいない世帯	
(8) 夫妻の職業	夫の職業 妻の職業	
その他		
届出人 署名押印	夫 印	妻 印
事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	
	連絡先 () 自宅・勤務先 () 携帯	

記入の注意
鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日も届けることができます。【この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で平服を着ておいてください。】
届書は、1通でまじつかえありません。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍原本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

	証 人		
署名 押印	名 印	名 印	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	番 地 番 号	番 地 番 号	番 地 番 号
本 籍	番 地 番 号	番 地 番 号	番 地 番 号

証人
成年者（20歳以上）なら誰でも良いですが、本人が自署し、印鑑は各自別々の印鑑を押してください。証人が保証するのは、二人に婚姻の意思があるという点だけです。これは届出された身分行為について、届出人双方の合意によるものであることを証人が署名押印することによって保証し、虚偽の届出を防止しようとするものです。必ず2名の方の署名等が必要です。

(5) 同居を始めたとき
同居を始めたとき、結婚式をあげたときのどちらか早いほうを記入してください。
婚姻届を出す時点で、同居もしていない、結婚式もあげていないという場合は、記入しなくてよいです。

(6) 初婚・再婚の別
初めて結婚する人は初婚をチェックしてください。再婚は死別か離別かどちらかにチェックし、死・離別日を記入してください。
女性は婚姻を解消してから6か月たたないと再婚できません。内縁のものは含まれません。

(7) 同居を始める前の・・・おもな仕事
同居を始める前が一人世帯ならば、その本人の仕事になります。親が世帯主で主に生計を立てていたならば、親の仕事になります。

連絡先
日中連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

届出人署名押印
署名は必ず本人が自筆してください。各自別々の印鑑を押してください。
署名欄を間違えたときは訂正印を押してください。

(4) 欄は夫妻の合意で記入する欄なので訂正するときは二人の訂正印を押してください。

その他欄
主に市役所で使用する欄なので必要な場合のみ記入してください。
次の場合はこの欄を使用してください。
① 夫妻どちらかが養子、養女のときは、養親の氏名を書いてください。
例：「夫の養父〇〇〇〇 続柄養子」
② 未成年の人が婚姻する場合は、父母の同意が必要です。
同意書を提出するか、この欄に署名・押印してください。
例：「この婚姻に同意します。
父〇〇〇〇印
母〇〇△△印」